

第三十九回国会 参議院文教委員会會議録第七号

昭和三十六年十月三十一日(火曜日)

午後二時十九分開会

委員の異動

十月二十七日委員鍋島直昭君、小柳牧衛君、梶原茂嘉君及び豊瀬一君辞任につき、その補欠として堀本宜実君、安井謙君、青柳秀夫君及び大森創造君を議長において指名した。

十月二十八日委員宮澤喜一君、青柳秀夫君、安井謙君、加藤武徳君及び堀本宜実君辞任につき、その補欠として若米地英俊君、谷村貞治君、小柳牧衛君、鈴木泰一君及び野上進君を議長において指名した。

本日委員大森創造君辞任につき、その補欠として豊瀬一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君
理事 安部 清美君
北畠 教真君
野本 品吉君
豊瀬 一君

委員

小柳 牧衛君
下條 康磨君
杉浦 武雄君
若米地英俊君
野上 進君
谷村 貞治君
千葉千代世君
矢嶋 三義君
片岡 文重君
柏原 ヤス君

常岡 一郎君
岩間 正男君

国務大臣

文部大臣

政府委員

文部政務次官

文部省初等中等教育局長

事務局側

常任委員

会専門員

工業 英司君

本日会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○継続調査要求に関する件

○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○学校給食従事職員の身分保障に関する請願(第一八八号)

○義務教育教材費国庫負担等増額に関する請願(第一九号)

○危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願(第二一〇号)

○中学校技術家庭科の施設、設備費国庫負担金等増額に関する請願(第二一〇号)

○中学校生徒の増加に伴う予算上特別教室を全体坪数のわく外とするの請願(第二二二号)

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正等に関する請願(第三六号)

○高等学校生徒急増対策に伴う国庫補助増額等に関する請願(第一六〇号)
○熊本県に国立高等専門学校設置の請願(第一六一号)
○勤務評定制度廃止等に関する請願(第一六五号)
○宮城県に国立高等工業学校設置の請願(第一三五五号)
○北九州地区に国立工業専門学校設置の請願(第一二八八号)
○岡山県立和気高等学校閉校舎の存続に関する請願(第二九八八号)
○著作権保護年限延長に関する請願(第三三三三号)

○昭和三十一年度文教関係立法措置等に関する請願(第三四一四号)
○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願(第三六五五号)(第四五一号)(第四九六号)(第五五七号)(第五五八号)(第五五九号)(第六〇七号)(第六一七号)(第六二四号)(第六三三号)(第六六一号)(第六八三三号)(第六七三三号)(第七一四号)(第七一五号)(第七一六号)(第七五九号)(第七九〇号)(第七九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九五一号)(第九五二二号)(第九五三三号)(第九五四号)

○米軍板付飛行場周辺の大野町立小中学校の完全防音対策に関する請願(第三八九九号)(第四四五五号)(第九四七号)
○公立高等学校増設のための抜本的立法措置等に関する請願(第四四六号)

○公立高等学校増設のための抜本的立法措置等に関する請願(第四四六号)

○公立高等学校増設のための抜本的立法措置等に関する請願(第四四六号)

○公立高等学校増設のための抜本的立法措置等に関する請願(第四四六号)

○十月二十六日に行われる中学二年、三年生の全国一せい学力テスト中止に関する請願(第八六八八号)
○学校給食用小麦粉の国庫補助継続に関する請願(第九八五五号)
○小中等教育の近代化、正常化のための立法措置に関する請願(第一〇二一号)

○国立機関に水に関する教育、基礎研究機関設置等に関する請願(第一〇三二二号)
○委員(平林剛君) たいだいまより文教委員会を開会いたします。

○委員(平林剛君) たいだいまより文教委員会を開会いたします。

○委員(平林剛君) たいだいまより文教委員会を開会いたします。

○委員(平林剛君) たいだいまより文教委員会を開会いたします。

○委員(平林剛君) たいだいまより文教委員会を開会いたします。

○委員(平林剛君) たいだいまより文教委員会を開会いたします。

互選の方法は、成規の手続を省略し、委員長にその指名を御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認め、委員長より豊瀬慎一君を理事に指名いたします。

○委員長(平林剛君) この際、継続調査についてお諮りいたします。

本委員会においては、今期国会開会以来、教育、文化及び學術に關し調査を行なつて参りましたが、問題が広範多岐にわたるため、いまだ調査を完了するに至つておりません。したがひまして、今期国会が開会いたしました後も継続して調査を行ないたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認めます。

つきましては、本院規則第五十三条により、議長に提出いたします継続調査要求書につきましては、その作成、提出等の手続は、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

なお、本調査事件に關連して、委員派遣を行なう場合の要求書の提出その他の手続等につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認めます。

なお、調査事項、日時等につきましては、理事と協議の上、決定いたしましたと思ひますので御承知願ひます。

○委員長(平林剛君) 次に、委員長及び理事打合会の経過につき御報告いたします。

開会前、理事会を開き、協議いたしました結果、本日は、まず、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案を議題とし審査を進め、次いで、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題とし審査を行ない、さらに、学校給食従事職員の身分保障に関する請願外七十四件の請願を審査いたしますことに決定を見ました。

以上、理事会決定の順序に従ひまして、本日の委員会を運営いたして参りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認め、さう運営いたして参ります。

○委員長(平林剛君) それでは、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、この際、発言を許します。

○矢嶋三義君 本法律案について若干お時間をいただいて要点をお伺ひいたします。

まず、先般、御要請申し上げておりました資料が提出されました。御苦勞でありました。この資料について若干伺ひます。

まず、この校長、教員のほうで一万三千五百四十六人増員になるといふ資料が出ておりますが、この都道府

県別の増減の数の動きを見ると、非常にその都道府県の生徒数と、それから校長、教員の増加する数とは、必ずしも正比例しておりません。かようにこの定数が増加する点についてアンバランスがあるのは、どういふところに原因があるかと把握されているのか、お答えを願ひます。

○政府委員(内藤三郎君) これは從來、乙号基準がございまして、十分に財政保障ができてなくて、乙号基準のせいぜい一四、五%にとどまつておりました。各県の財政事情も違ひますので、まあ一つは交付税によつて確保に保障するという方法がなかったから、こういう結果になったのではなからうかと思ひます。特に今回、まあ法律にいたしましたので、法律によつて、ある基準を設け、これによつて財政保障をいたしますれば、こういうアンバランスはなくなるものと期待してゐるわけでございます。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺ひます。が、少なくとも、この法律の水準に達するために必要な財政措置は政府の責任においてなされる、かように了承してよろしうございませうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりでございます。

○矢嶋三義君 さらに大臣にお伺ひいたしますが、過渡的な規定として、昭和三十八年三月三十一日までの間に、その現に定められておる教職員の定数を下回らないようにしなければならぬこととか、あるいは教職員定数に達することとなるように努めなければならぬこと、都道府県に、あるいは市町村に義務を課しておりますが、必然的に都道府県または市町村がそれをなし得

るだけの財政措置が昭和三十七年及び三十八年にとられ、中央でもとられる。それを受けて都道府県、市町村は必ずこの条件に従ひやらなければならぬ明確なる義務が課されておる、かように了承してよろしうございませうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりでございます。

○矢嶋三義君 内藤初中局長に次にお伺ひいたしますが、先般の資料の中には、養護教諭の都道府県の配置状況、数の資料を出していただきたいたしと要請いたしました。養護教諭を別に分離してはここに出してありません。校長、教員の中に含まれておりますが、この養護教諭の配置状況も、都道府県では相当アンバランスがあると思ひますが、御承知のごとく、定数の中に養護教諭は入っております。本法実施によつて、常に本委員会でも問題になつて参つたのですが、養護教諭の増員といふものが行なわれる見通しを立てておられるのか、また、そういう行政指導をされようとお答えになつておられるのか、本日は最終日でありますから、あらためて本日資料を要求いたしますが、資料にかわつてお答えいただけますか。

○政府委員(内藤三郎君) 養護教諭につきましては、全体で二百名ほどの増員になつておるわけですが、各府県別に見ますと、先ほど来お述べになりましたように、アンバランスがあるわけでございます。全体といたしまして、総数は最後の欄に出ておりますように、各府県とも相当数の増になつております。したがつて、この職種別の定員が少なくとも現状を下回らぬよう

に、これが改善について十分な指導をして参りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 その言葉の限りには了承できるのですが、しかし、非常に不十分の内容を持つておると思ひます。

あとほど、校長、教員の定数算定法については触れますが、この算定方式では、教員もさうありますが、特によく要望されておる養護教諭の増員というものは、いまだ強力なる行政指導をしなければ、私はなかなか容易にできないといふように、かように判断しておるわけ

です。そこで、関連して一本として承るものであります。小中学校の場合、養護教諭は、学校教育法の百三条で、置かないことができるということになつておるわけですが、法施行されて十年も経過して、なお附則があるということは非常に好ましくないことだと思つてお

ります。というのは、二十八条で置かなければならぬとなつておるわけですから、これは小中学校の場合、高等学校においてはこの附則で置かないことができるとはなつていないわけですね。青年後期のあつち高等学校の学生の養護といふことは非常に重要であり、小中学校ももちろんであります

が、高等学校においてはその増員が非常に叫ばれておることは御承知のとおりです。したがつて、それを確保するためには、この教員の定数の算定方式にやや、あとで指摘しますが、不十分な点もあると思ひますが、しかし、文部省として、その増員をはかることが必要である、強力なる行政指導をすることによつて、その目的がある程度達成されるというふうな判断のもとに、この法律案の審議を仰いでおると、こ

ういふことですね。そこで、文部大臣、

あらためて確認いたしますが、ただいま内務局長が言われた点を実現するために、強力なる行政指導と財政措置をされるということをお断り願っておきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 極力努力をいたします。

○矢嶋三義君 それは承つておきます。

次に、実習助手の項ですが、これを見ますと、北海道、さらに大阪、兵庫、岡山、広島、こういう道府県においては、この実習助手等が減員になつておるんですね。それで、科学教育あるいは産業教育の振興とともに、実習助手の増員ということは日本の教育界の長い間の熾烈なる要望であつたわけですね。本院でも、先国会で決議をしたことは御承知のとおりですね。来年の予算編成にあつて、行政府において、われわれの決議を尊重して概算要求をなしていると思ふのであります。が、この法の制定によつて、今私が読み上げた道府県において実習助手の減員を来たしたという理由はどこにあるんでしょう。また、教育の現在のレベルを下げないためには、先般も大臣が私に言質を与えましたように、現行指導をするための措置と、それから行政指導をしなければならぬと思ふんですが、その点において責任を持つことの確認と、その原因が奈辺にあるかという点についてお答えいただきたい。

○政府委員(内藤三郎君) 道府県において実習助手の減を見ておりますのは、その原因は、一つは、実習助手の中で、実習助手の補佐のようないわゆる雇用人に類するものが相当多いので

ございます。そこで、△のしるしが出ておるんですが、全体としては実習助手のほうで三千名の増員をいたしておるのでございます。それから、これをどうして確保するかという問題ですが、各府県別の総数を見ていただければ、各府県とも、教職員、実習助手、養護教諭、事務職員を含めまして、これまた相当、増になつておりますから、現状を下回らぬように格段の指導をして参りたいと思ふのでございます。

○矢嶋三義君 この法案について私が最もにわかに賛意を表したい幾つかの点のうちの一つです。確かに御指摘のとおり、二千九百九十五人ふえておりますが、しかし、これではもちろん不足するともに、最もこの法案の欠陥として指摘せよとならぬ点は、非常に先進県として時代に即応するように熱心にやつて参られた大阪、兵庫、あるいは岡山、広島、さらに北海道、こういう道府県において減員を来たすというところは、私はこの法律案の一つの致命的な欠陥だと思ふ。それはあなたにすれば、現在、雇員とか、いろいろおられるからとかいふが、そういう方があつて初めてその学校の教育が行なわれているわけですからね。先般、現状からダウンすることは絶対ない、保障するんだというのを、第一回の質疑のときに大臣は私に言質を与えたわけですね。当然のことだと思ふんです。私は、この欠陥はやっぱり第一十一条の制定の仕方にあると思ふんです。十一條、ここで生徒数が三百一人から千二百人と、かようにして、それから千二百人以上というような数字をとつておられますが、この数字のとり方

が適當でないのと、さらに決定的な欠陥は、農業、水産に関する学科、工業に関する学科について算定の方法を補正しております。その補正にあたつて、「当該学科の教員に二を乗する」とか「二を乗して得た数に一を加える」とか、「当該学科」という数字をとつていまして、ここにクラス数というものを、学級数というものを補正の際に加味してないという、こういう単純な計算方式に、助手を置かざるやならぬというあなたの方の意図にもかかわらず、機械的計算をした場合に、こういう不合理なことが出てくると思ふんですね。だからこの点については、近頃は、大臣言明からいつても是正するべきであり、特にこの助手等の増員については今後配慮しなけりやならぬ。それが日本の科学技術の振興と産業教育の進展に欠くべからざる一つの大きな要素であるというように断言してはばからないんですが、大臣の所見並びに決意を承ります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘のとおりと私も理解します。努力をいたします。

○矢嶋三義君 内務政府委員の答弁を求めます。

○政府委員(内藤三郎君) 大臣がお答え申し上げたとおりでございます。答へ申し上げたように、この法案には吏員相当職以上を対象にいたしておりますから、事務職員の場合におきましても、実習助手の場合におきましても、吏員相当以上の者がこの法案の対象でございますから、したがつて、それ以下の者は別途に財政保障を考へていきたいと思います。

○矢嶋三義君 その別途に財政保障を考へる。法で許さなければ、その方法の一つの便宜手段としてはあると思ふんです。しかし人件費を学校費、特に物件費等によつてまかなうというやうな形態というものは正常でないと思ふんですね。正常な解決からいふならば、当然、算定方式を修正、手加減しなければならぬものだ、かように私は指摘いたしておきたい。

ちやうどあなたからお答えがありました。が、次の項の事務職員に入ります。が、これについても同様です。公務員として任用されている方々に比べれば、この表に出てくるように二千四百十三人ふえるんですね。現在の定数八千五百四十四人では高等学校の運営がでないというので、正式公務員以外に何人かの方が働いて初めて学校が保たれているわけですね。したがつて、この表では二千四百十三人ふえているというけれども、実際においては現在と変わらないような結果になると私は判断をしております。この表の中で、岡山のとお、大阪において十八名、岡山において二十七名、事務職員が減員になつておる。この点もまたこの法案の一つの私は欠陥だと思ふんです。で、御承知のごとく、学校教育法の二十八条では、事務職員を置かなければならぬとされているわけですね。「置かなければならぬ。但し、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。」となつていて、この「特別の事情のあるときは」となつていて、こゝにその条件を、十数年間もこれを活用といひますか、そういう法運用をして、いまだに小中学校に事務職員を置いていない学校がある。高等

学校もそれに準じて、その分校、小中学校等において特に事務職員が少ないというところは、教師の負担を重くして、学校の教育効果の向上に支障を来たしていると思ふんですね。大体、法の運用を誤つておると思ふんです。事務職員四千や五千ふやすのに、今の日本の予算規模から一体幾らの予算が必要ですか。この法の二十八条の趣旨からいふならば、当然、小中学校の各校にも事務職員を置かれていなければならぬ。小中学校の源泉徴収の場合、税金まで引いてくれるわけですからね。国税庁の出先機関のような仕事もするわけですね。だから、当然各学校に置かなければならぬと思ひます。ところが特別の事情があるという活字を十何年間も使つておるということは、これは私は行政府の法解釈と運用を誤つて怠慢だと思ふんです。これは教育効果を上げるという点において、非常に重要な日本の小中学校等学校における一つのポイントです。今度の高等学校の事務職員の点について、よほど私は増員されたいと思つて参考資料を出していただいたところが、今指摘したとおりなんです。大臣に伺ひます。この二十八条の立法趣旨ですね、これを生かす、そして学校の教育効果の向上をはかるという立場から、先ほど言ひましたように、源泉徴収までやつていられるわけですから、そういう事務まで小中学校には事務職員を必ず置く。どの学校でも一人は置く、高等学校の事務職員も、現在、地方財政法を改正しても、PTA等で若干置いております。そういう方々をむしろ公務員にするというところは、地方財政法の改正の趣旨から当然であるとともに、私はあまり

大きなことは言いませんが、もう一段の増員というものははからなければならぬ。そういう必要性があるというのを私自信を持って発言し得ると思います。これについて大臣の所見を承るとともに、特に大阪、岡山等の減員を来す、こういう府県について、本法案が首切り法案に絶対になつてはならないと思う。これは最も危惧されているのです。そういう点についての所見と、大臣の第一回の私の質問に対する答弁に対する裏づけとしての御確認を一つお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫) 御指摘のように、学校教育法の定める原則の方向に一步步努力をせねばならない立場にあると思ひます。特別の事情がある場合というのが、むしろ原則的に行なわれ来たつておる今日までの実績は、御指摘のとおり好ましいことではあるまいと思ひます。ただ、戦後のいろいろな条件整備のために追われておつたということも申上げざるを得ない。まあ幸い、初めてこの通称定数法が法律として制定されたことを機会に、今後年々の努力によって原則どおりに行なわれるような努力をして参りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 断片的になりますが、時間の関係がありますから次々に個別的に承つて参ります。それは、先ほど教員数の算定方式を言つたわけですが、この点は内閣府委員から御答弁いただきましたが、この法案で生徒数の算定方式を一人から三百人まで、三百一人から七百五十人までとこういう段階に分けて、そしてある特定値をもつ

て除して、そして数を出すようになつてゐる。しかも、その場合、生徒総数というものを非常にウエイトを置いて算定して、学級数というものを算定のファクターに入れていないところに、機械的に計算した場合にいろいろ問題が起ると思ひます。そして、この方式で言へば七百から八百程度の規模の学校、これは比較的多いと思うのですが、そういう学校はやや不利な数字が出てきてゐるところに若干の欠陥がある。だから生徒数と学級数ですね、若干補正の措置を講じていさすけれども、しかし、農、工、水産といふようなところは一学級四十人編制です。それから普通科のほうは五十人編制です。だから総数が同じでも学級数は変わるわけですね。それに対して若干の補正措置はしているけれども、その仕方が不十分だから、だからその結果として工業にも不満が出てくる、農業、水産学校にも不満が出てくる、この点の一つの私は問題点だと思ひます。こういう点について局長はどういう見解を持っておられるか。

私はまあ今後の問題として、この法案が百パーセント十分だとは思ひませんが、それから商業の専門教育を行なう学校に比べて、工業、農業に若干不利といひます。過半数点があると思ひます。それらが今後近い機会にさらに合理的な算定法に基づいての是正措置を研究する必要がある、かような私は見解を持つてゐるのですが、政府委員はどういう見解を持っておられますか、お答えいただきたい。

○政府委員(内藤三郎君) 生徒数で算定する方式は現在世界の通則になつ

てゐるわけでございます。で、義務教育諸学校のような場合には、学級というものは、これはどうしても見なければならぬ要素でございますが、高等学校の場合には、現在でも交付税の単位費用は生徒数一本でございます。生徒数というものは最も現実な数でございますが、学級数になりますと比較的それに主観的要素が入りますので、学級の増減が恣意的に行なわれていく傾向があるわけでございます。今日までのところ、乙号基準にいたしまして、甲号基準にいたしまして、学級じゃなくて、五十で割るとか、四十で割るとかいう方式をとつて、それが基礎になつておりましたが、これはあくまで、府県へ配当する場合には実際の学級数を明確に把握して、学級数に応じて適切な配分基準を立てるのが私は妥当だと思ひます。ただ、国の段階で交付税でどういふふうに保障するかといふことは、生徒数というものが唯一の基礎になるのではないかと、こういうふうに考へるのでございまして、この点は、従来は省令の場合にも五十で割るとか、四十で割るとかいうような方式をとつたのでございまして。今回の場合に、農業、工業に御不満があるということはおよく承知しておりますが、普通課程に比べて農業、工業はできるだけ優遇したつもりでございまして、これで大体、農業、工業につきましては甲号基準にほぼ同じでございまして、現状から見ますと、工業が二五%のアップになつておられますし、農業は二八・五%ぐらいのアップになつてゐる。普通課程はこれに比べて一〇%ぐらいでございまして、むしろ普通課程、商業からもやはり高いところからは御批判

が出ております。ただ、農業、工業、水産につきましては生徒数が、生徒数だけでもいけませんので、実は同じ一学級であつても生徒数の多いところ、あるいは農業規模の大きいところには、政令でさらに補正を考へておりますので、できるだけ実情に即するような計画を立てていきたいと思ひます。各府県がソースを保障された後に、おきましては、できるだけ学校の実際の把握して、その学級数に応じて配分計画を立てるのが至当でございまして、また、そういう指導をして参りたいと思つております。

○矢嶋三義君 大臣に御答弁願ひますから、聞いておつていただきたいと思ひますが、私は今の内閣府委員の所論には二つ大きな反論がある。一つには、生徒数によつてやるのは各府県に、生徒数によつても交付税の単位費用を生徒数でやつておる。この交付税の単位費用を生徒数に非常にウエイトを置いて計算するところに、小規模学校の多い都道府県なんかは不利になつてくるわけですね。若干補正してくれても、だから、学校規模といふものは種々雑多なんです。だから、だから、生徒総数に非常にウエイトを置く計算方式に依存し過ぎる問題があると思ひます。この点が反論の第一点。それから都道府県という単位で計算してあるから、その都道府県内で学校単位で計算するだろ、これは当然です。私は法律を制定するならば、高等学校の学校が最も正常な形だと思ひます。作るのが最も正常な形だと思ひます。しかし、あなたのところで行政区域単位で都道府県です生徒数を出す、

その都道府県ではですね。その都道府県では学校単位にする。これは当然です。なつてしまふやうが、だから都道府県でも分校等が多い県と、そうでないところが違ひます。だから、この算定方式というものが決して十全のものではないと思ひます。時間がないから申し上げませんが、たとえば、詳しいことを申し上げませんが、第九号で補正に当たつて一・二五とか、一・〇七五という数字は使つておられますが、その根拠は絶対的なものでないと思ひます。だから、まあこの法律を通じて、やはり工業、農業にはさらに若干の補正を考へる必要があると、どうしても私は考へられてしやうがありません。そこで、この項に対する結論的な質問ですが、第九号の第二表のところに「政令で定める学級」と出ていますが、政令で委任されたものもあるわけですが、そういう政令の制定、その運用に当たつて、この算定方式で欠陥のある面をカバーするだけの配慮を、具体的に工業とか、農業水産方面で配慮していかねばだと思ひます。その点に対する大臣のお答えを承つておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫) 大体、基準でございまして、政府委員から申し上げたように、普遍的な基本的要素は生徒数であるといふことはほんとうじゃないかと思ひます。さりとて、今度は学校の規模等は御指摘のとおり都道府県のおのまゝであつて、それが実情であらうと推察されます。その学校の規模の実情も無視できないこととも御指摘のとおりでありまして、それは都道府県で実情に即して調整しなさいといふ考え方に立つておる。しか

が、あなたのところで行政区域単位で都道府県です生徒数を出す、

○矢嶋三義君 一応その答弁を了として、時間が経過しますからもう数点伺います。

○政府委員（内藤 譽三郎君）

第六部 文教委員会會議錄第七号

○矢嶋三義君　内藤局長の答弁は一応は了承しますが、ともね、オーソドックスの行き方ではないと思う。しかも、非常にそれは困難性を伴う問題だと思ふのですね。

化できない。それで結局、

昭和三十六年十月三十一日
【参議院】

○国務大臣 荒木萬壽夫君 この話の筋はわかるような気がいたします。何ささ、本来の教職員定数すらもが、成り行きにまかされたような状態で今日まで来ておりました。高等学校に対して、一応おまな職員につきましては立

ないままに、学校費の中で

は、もう一年から卒業するまでずっと

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 生徒急増の問題は、毎度申し上げておりますように、これは、ことに高等学校については、都道府県が設置者だから、都道府県まかせて適当にやりなさいというべきではない。一種の終戦処理の問題

とすし詰めで勉強しなければならぬのを解消したいと念じはしましたけれども、文部省のほうでついに解決することはできずにこういう法案として出ておりますけれども、この点、建物とも関係があると私は思うが、大臣も胸を痛められていた点だろうと思う。これから来年度予算を編成するのです

ただ、この法律案の定数基準を定めるにあたりまして、施設設備の問題もむろんその主たる原因でございますが、今までの高等学校の生徒数に対しておそらく四割も五割も増加してくるという一時的な現象が現われるわけでございますし、その場合に、全部に対して少なくとも今までと同じよう

を約一割と押えて、気の毒だけれども、一割くらいは必ずみはかんべんしてくれという気持ちを率直に表わしたつもりで御審議願つておるつもりであります。これはどうでもいいということではなしに、今申し上げた両面のことを考え合わせて、やむを得ることと御了承願いたい。国民におわびする気持ち、私どもの担当しておる者どもの窮状をうたえて、それでもそれは一応の基準でございすから、あらゆる努力を払つてその一割が内輪にいきますような努力はむろんやらねばならぬと思ひますけれども、一般的には一朝の水準でかんべんして下さいというようなことをお願いしておるわけでございます。そういう意味で一つ御了承いただきたいと思います。

○矢嶋三義君 さらにも伺ひますが、この条章、項は、最低ここまでせひやらなければならぬという線を引いたものであつて、文部省としては、設置者の御都合が付き、また熱意があれば、さらによりよい方策をやつてほしいということを期待しているものと、かように就むわけですが、大臣の御所見いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) もちろん、お話のような気持ちに立つております。

○矢嶋三義君 関連して再確認しておきたいと思ひますが、このベビー・ブーム対策として高等学校の急増がはかられるわけですが、設置者は非常に財政的に苦慮しております。したがつて、永久的とは言いませんが、この終戦処理の一環としての急増対策に対してのみは、高等学校の普通科を含め、

増設に対してその施設の整備に国が補助の方途を開く点について、荒木文部大臣の時代に、あなたは政治的生命をかけても努力されるという見解を表明されて参つておられるわけですが、いよいよ来年度予算の編成段階に入つて参ります。そのあなたのお考え、決意というものは、今日もなお変わるものことなく、今後も持続されるものであろうか、今に私は拝察しているわけですが、念のために確認していただきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今日まで変わりありません。

○矢嶋三義君 もう二、三点ですが、次の質問は、第一回の委員会において、衆議院の修正案についての質疑のときにちょっと触れたわけですが、小中学校の場合に統廃合というものが非常に行なわれて、各地方でいろいろのトラブルを起しておることは皆さんが十分御承知のとおりです。この法律案が成立した後に、これを運用していくにあつて、設置者を都道府県と限定しました。それから、生徒数においてもある規制を加える条章がありま

す。この運用を誤ると、小中学校の場合に統廃合で起つたトラブルが、高等学校の場合に起るおそれがあるというように私は杞憂しておるわけですが、そういう点については、教育の機会均等という立場から、さらに高等学校教育の充実発展という立場から、もう、その法解釈運用はなされないように、文部省で責任をもつて行政指導されるものと、私はこの提案理由を拝読しておるわけですが、念のために大臣の見解を承りたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お話のとおり、この法案を出しました意味は、そもそも現在よりも教育効果を上げたという考え方に立つておるのであります。この法律が出たことによつてそれが低下することはむろん許さるべきではない、したがつて、そんなことは御懸念のようなことが起こらないように指導することも当然と心得ております。

○矢嶋三義君 次に、御要望によつて出されました「高等学校生徒の急増見込に関する資料」、これについて一点伺ひます。これは昭和三十四年から昭和四十五年に至る間の入学率の数字が出ていますが、この表を見ればおわかりのように、三十四年から三十六年まで上昇カーブを描いて、三十七年、三十八年と急激にダウンしてあります。そして昭和四十二年ごろに六六・〇％、よりやく三十六年度の繰へ復歸する形になっております。四十四年で七〇％となつておりますが、これも三十七年、三十八年、三十九年ごろに高等学校の入学試験を受けて入学する年齢児にとつては一生一度のことであり、非常に気の毒ですね。その原因は、六六・〇％、六一・五％と、昭和三十六年度に比して約六％もダウンした、こういう線であつた方が満足しておるところに欠陥があると思ひます。四十四年に七〇％になつていますが、都道府県別に下資料が出ていますけれども、七〇％をこえておる都府県もあるわけですが、四十四年に七〇％という目標数字は低きに失するのじゃないですか。そして、この急増対策に伴つて

は今考えておられるのか、その数字。それとともに、私はこの方面の専門家から伺つたんですが、大体千二百校ぐらゐの増設をしなければならぬ、そういう必要があるというのを承つたんですが、大臣の認識を承ります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 具体的なことでございすから、政府委員からお答え申します。

○政府委員(内藤三郎君) 現在の進學率、昭和三十四、五年のところをとりわけですが、それが三十五年で五九・九％、三十四年が五六・八％とございす。三十六年が六六・三％となりまして、中学校の卒業生が四十万といふ最低の数字になつておりました。三十八年は二百五十万に上るわけでございます。実は、三十六年は中学卒業生が一番低いので、むしろ相当生徒数をかり集めたという表現が適當ではなからうかという気がいたしておるのございす。そこで年々の数字を見ますと、三十六年度以外は、大体五九・九が一番高いのでございまして、それを基礎にして三十七年が六一・三、三十八年が六〇・〇という数字をとつたわけでございます。で、最終年度の四十五年に七二・〇という数字を見込みましたが、これは大体私どもはこれくらいではなからうか。

実は、現在の進學率を保證するといふ観点から、各府県別に資料をとりまして、その数字を見ますと、全体で百二十万、三年間に収容しなければならぬという結論になつたのですが、そのうち四十万は私立学校、残り八十万は公立で見ると、八十万のうち新設が二十数万、三万か四万が出ております。既設の学校の拡充が約四十万程度でござ

います。残りの十八、九万のものがいづゆる一割のすし詰めに該當するわけでございます。新設と拡充を合せて六十数万を公立で収容する計画でございす。で、これからの見込みでございす。一、四十五年の長期展望をいたしておりますので、今後この事態にもちろん変更がありますれば、これはそのつど修正して参りたいということでございます。

○矢嶋三義君 時間がなから、聞いただけにしておきます。この資料でもう一点承つておきたい点は、都道府県別に進學率が出ていますが、宮崎県の三七・七％というのは最低で、他の都府県に比べて著しく落ちておるわけですが、この三七・七％という宮崎県の進學率は間違ひない数字なのかどうかという点と、どういふところに原因があるのか、参考に承つておきたい。

○政府委員(内藤三郎君) 宮崎の数字は間違ひないものと考えております。お説のとおり、一番低いのでございまして、その原因はどこにあるかと申しますと、やはり地方の財政の中で、財政が非常にアン・バランスでございまして、ある程度交付税で調整はいたしておりますけれども、不十分だといふことは否定できないのでございす。それから、一つは県民の進學に対する要望もあろうかと思ひます。全体の水準を上げるように、特に低いところには文部省も指導いたしまして、平均に持っていくように今後指導して参りたいと思ひます。この法案が通過いたしますれば、少なくとも人件費及び經常費の面においては確実に保證されますので、あとは学校の新設に要する臨時費の關係でございすか

ら、補助金なり起債なりして財政措置を講じまして、こういう低いところが高い進学率になりますように積極的に指導して参りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 お約束でありますから、この一問で終わります。最後の質問ですが、ただいまの宮崎県の三七・七％、こういう数字はおそらく自治省大臣は知っておられると思いますが、所管文部大臣としては、自治省の大臣にも機会があるときにはこういう数字も話して、その総合的な施策で、こういうひどいアンバラがなくなるように私は施政というものはなさる、行政指導をなさるべきものだと思うのです。この点については大臣に御要望申し上げておきます。

最後の質問というのは、先般の委員会でもちょっと触れたのですが、この法案の中に私学関係のことが若干活字には出ておりますけれども、その私学関係の落ちているところとは、そういう方面の方の不満があるところにも、一つの欠陥であると思ひます。しかし、これは第一次の法律ですから、それはやむを得ないと思ひます。けれども、文部大臣に承つておきたい点は、この私学との較差は正その他について考慮する用意が文部省にはあるということをお答へされ、条章にうたわれておりますが、明年度の予算編成にあつて、具体的にこの法律制定後における公立の高等学校と私立高等学校との配置並びにその較差は正等をはかるために、国としてどういふ基本的態度において助成措置をとつていかれようとするのか、この点を承つて、お約束でありますから、私は質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 一般的には、平常の場合でございますと、従来の考え方です。たいした弊害もなかりと思ひます。けれども、ことに今の生徒急増の時期に際しまして、今までのと、さらには技術革新に際する人材養成という角度から、私学の公共的な協力度合いは今までよりもっと多くなり国民全体の立場から期待せざるを得ないという事態に即しまして、それ相応の国としての私学に対する援助ないしは協力を参りたいという考えで臨んでおるわけでありまして。

○岩間正男君 時間がないので、私は簡単に一点だけをお聞きしたいと思ひます。それは、今矢嶋委員が質問された一学級の定数の問題と関係するのですが、大体この法律によると、高校の普通学級は、これは五十人ということですね。これは小学校が現状では五十六人、中学校は五十四人ですか、これと比べてどうですか。大体これは非常に現状やむを得ない財政的な理由だということでもやられたと思ひますが、理想的に考えたら、一体何人くらいが望ましいと考えておるか。これは文部省はそのような一つの案を持っておるだろうと思ひます。その点を大臣に伺いた

い。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答へ申します。

○政府委員(内藤三郎君) まあいろいろ実情は違ふと思ひますけれども、現在の日本の国情から考えますと、小中高等学校四十人くらいが望ましいと考えております。

○岩間正男君 これは諸外国の例なんか調べましたか。

○政府委員(内藤三郎君) 諸外国の例も調べてございまして、イギリスが大体四十名前後でございまして、アメリカが三十三名から三十五名程度。アメリカが一番よろしいのでございまして、しかし、この定数は、教員の比率を見ますと、二十一人か二人に一人ずつの割合に平均はなつておるので、この点から考えますと、二十一人と申しますと、イギリス、西ドイツのレベルに達しておりますので、教員定数から見ればそれほど支障はないと思ひます。

○岩間正男君 そういふ弁解的な答弁は要りません。教員の数でなにするなと言つたつて、これは当然高校なんかはいろいろな専門の科目があるのだから、それだけの教員数を確保しなければならぬというので、当然専科の先生が要るわけでしょう。そういうところから見て、二十何人なんて、それは弁解的な答弁になるので、それは要りません。わかつてる。

これは、あなたはイギリスとかアメリカをあげたのですがね。まあたまたまソビエトなんか調べましたか。そういう点、社会主義国のことでももう少し調べて下さい。もう四十人というよりな高等学校はないだろうと思ひます。私の言つたのは理想案なんですから。

これは四十人なんてでできないので、私がこういうことをお聞きしてゐるのは、実は一学級の生徒数の問題というものは教育の理想を決定する問題で、単に量の問題じゃない。これは文部大臣、しっかりと聞いてほしいのです。終戦前のすし詰め学級というのは、われわれの見るところでは、やはり軍国主義の温床だった。ところが、これは依然として解消されてない。五十人の

すし詰めでもって大量生産の教育をやつた。だからこそ、あの大東亜戦争のときにやすやすとあの子供たちを召集することができた。私は考へてゐる。もっと徹底的な教育で、そうしてほんとうに個性を尊重して、さらに自主的な子供の能力というものをほんとうに育てていくというふうな教育体制をとつていけば、私はもつと人権の尊重というところは、これはあり得たと思ひます。こういう点から言つておるのでございまして、したがつて、この問題については、今度の法案でせつかく定数をきめるのに五十人、こういう格好になつておるのですが、この点は根本的な私はこの法律案の最大欠陥じゃないかと思ひます。

それと関連してお聞きしたいのですが、今のたとへば四十人という案を立てられる。これは私たちがもつと低くなくちゃならない。私は、正常で三十人という子供を教えた経験者としても発言してゐるわけですね。やはり具体的に民主的な教育を打ち立てるには、もう三十人こえたなら心理的にも不可能です。私は科学的調査の上でこれは言うことができません。そうすると、今の高校の四十人などというところは、これは私は言えないと思ひますが、一応あなたたち四十人を立てられた。ところで、これを實現するために、私はここで問題にしたいのは、先ほど矢嶋君が問題にしましたあの点です。つまり、急増対策、この急増対策のとき、なぜ、かりに五十人なら五十人を貫かなかつたか。これを貫くか貫かないかで、その後におけるあなたたちの立ててゐる案に近づくことができるかできないか

という、私ははつきりとこれは決意のほどがわかると思ひます。ところが、今の財政の問題で、五〇％、六〇％の増加があるんだ、したがつて一方では校舎を建てるけれども、しかし一割程度はかんべんしてもらいたい。国民にさつき文部大臣あやまつたわけだね。しかし、あやまつたつて、これはしようがない。教育の施策が悪いんです。こういう点について、もつと私はこの機会にこそ努力すべきだ。そうしたら、はつきりその先の、これは四十五年です。四十五年からその発表した、四十五年から普通科は四十人ですか、それからほかの農、工、これは三十人という案を立てていられるんだが、それは数字的に明らかに実は案がないんでしよう。これは案があれば、時間があれば見せてもらつてなお検討したいんですが、これも先の宣伝にはなつていない。私も、やめる。そしてこの特例をやめる。そして少なくともこの法案で定めた原則だけは最小貫くという決意があるかないか。そのことによつて、私は、はつきりとあなたたちのいわば望ましい体制に近づく努力があるかないか、熱意があるかないか、こういうことがはつきりすると思ひます。この点について、われわれは、特例と関連して非常に重大に思つておるんですが、この点どうなんですか。先ほどのような答弁を繰り返されたんでは話にならないのであります。この点、聞きたいんです。文部大臣、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 一学級の数はなるべく少ないほうがいいと思ひま

す。その目標を念頭に置きながら、当面急増に直面しておりますことに對して、不満足ながらやることで精一ぱいでありませう。軍国主義の云々というところでイデオロギッシュにいろいろ申されまされども、われわれはそんなことは念頭にございませぬ。現状に即し、実行のできることを誠実にやりたい。そういう意味では国民一般は御理解下さるものと信じております。

○岩間正男君 これは再論を重ねても仕方がない問題かもしれないけれども、結局財源の問題なんですよ。財源がないというのは、私はよくしばしば今まで何ってきただけけれども、財源は決意の中にあるんですよ、これは。だから、そういう点であなたも努力されていくかもしれないけれども、これは財源がないなどというものは言わせませんよ。だから、そういう点で私は決意が足りないんだと、こう思うんだ。

で、国民は納得するというのはどういふ根拠ですか。納得しませんよ、こういうことでは。実際はまだ、教育のそういう実態までなかなか理解が浸透しない。そういう人は一応ごまかされてしまいかもしらぬけれども、とにかく今日では教育の質、したがって、少し詰め学級に対する国民の反対運動が起きているんですけれども、どうしてもこの問題を努力するかどうか、文部大臣の決意というやつが問題になっているわけですよ。しかし、今のようないい方でやっていると、やむを得ないという格好で、今のこの特例が生まれ残っている。この法案の中にまるで育鰻みたいに残っているというところは、私は絶対に了承することができないんです。もう一度だけ決意をお聞きして、それでどういふ答弁だか、その答弁の結果で……

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 理想状態に向かつて邁進したい決意は、岩間さんに劣らぬぐらいの気持は持つております。ただ、残念ながら、岩間さんと違ひは、足を地につけていきたい、それだけ違ひるのでございます。財源の問題ももちろんございませぬ。しかしまた、納税者の側に立つて国費を使うことも、大蔵大臣の専断ではないと思ひます。がまんのできるであらうという線では財源を活用し、しかも一方において教員組織を整備することも、現実問題としてなかなか容易ではございませぬ。すでに御審議願ひました臨時教員養成までも改善の策としてやらなければならぬという現状でございませぬから、そういう実際問題に即して考えます場合に、総合判断の結果として御審議願ひている線くらいでございませぬを得ないという実情を申し上げていくわけでありませぬ。そのことは国民一般は、共産党以外の方は御理解いたただけると思ひます。

○岩間正男君 まああなたの答弁の中で、いつでも共産党云々という答弁がある。それはあまり非常識なわまるから、やめておきなさい。それから、足が地につく云々ということがあつたけれども、これは私も予算委員を七年もやっていますよ。財源がない。財源がないではなくて、あなたの努力がそういうものに根本的なところに向けられていないことを知っています。それでしよう。だから、そこにあるのです、問題は。あなたこそ地につけていないのです。そうして金のかかるほうは本気になつてもつと努力なさい。それをやればいい、文部大臣は。それなのに、とんでもないよいけないイデオロギーの問題ばかりやつていふのじゃないか。そうだろう。そういうことをやつていふのはあなたじゃないか。地につかないのはあなたじゃないか。具体的に、財政の中で、昨年の自然増だけでもどれだけの差があるのか。今年自然増はどれだけの差があるのか。そういう問題に對して、ほんとうにこれは民族の将来を考えて、子供の将来を考えて、そうして平和教育をはつきり打ち立てるといふ信念があつたら、今のような答弁はできないはずですよ。ところが、あなたの努力しているのは、きめられたワケで、そうしていわばほんとうに余つた残飯からものを取つてくるような形で教育予算をやつていく話にならない。しかし、まあそういうことと議論しても、そういうことは質問時間はないから、これでやめなさい。

○委員(平林剛君) 他に御質疑のある方はございませぬか。——他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。〔御異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(平林剛君) 御異議ないと認めます。よつて質疑は終局いたしました。それで、これより本案について討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見のおありの方は、討論中にお述べを願ひます。

○豊瀬慎一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、本案に對し反対をいたし、さらに修正案を提示いたしたいと思ひます。

先ほど大臣は、私は地に足がついていふと言われましたけれども、大臣の足は地について、だんだんと下にめり込んでいって、大地に足をつけて伸びようとする施策が足りないといふことを、まず私は指摘したいと思ひます。大臣がおっしゃつたように、本案の通過をいねがかり非常に多いといふことも、私は現実の姿としてよく承知いたしております。それはしかし、これが理想案として正しいという教育設計から来るものでなく、現実の苦境から少しも上へ上がらないうという悲願であるといふ点に對する大臣の認識の不足と、文部省の施策の不足が、本案の中に露呈していると私は指摘して差しつかえないと思ひます。本案の質問に入ります際に、私は、文部省が完全なる中等教育とはいかなるものかといふことの策定が不十分である。したがって、完全なる中等教育をいかにしようとして完成させるかといふ基本政策を持たないこととから来るところの本案の不備について指摘をいたしておきました。ただいま申し上げましたように、あらゆる個所に現状を打開しようとする消極的な善意は発見され、ベター案としては私は完全に否定することのできない点を持つておることは認めますけれども、新たに法律案として高校の適正配置及び教職員定数の基準を設定しようとする文部省のかまへに對しましては、かなり私は欠陥を持つておると思ひます。第三十七国会で、私も本委員会におきまして政府提出に基づくところの公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に關する臨時措置法案を審議いたし、これを可決決定する

にあたり、私は本案に對する附帯決議を提出いたしまして本委員会の全会一致を得たわけですが、その附帯決議は、「中学校の生徒急増に引き続き、近い将来、高等学校の生徒急増も必至である。」

政府は、この事態に処して、高等学校の施設・設備の拡充整備、教職員の増員確保等について、すみやかに適切な措置を講ずべきである。この決議をいたしております。私はこの委員会決議に對し、本案はきわめて不誠実であることを指摘せざるを得ません。

第二は、本委員会においてもたびたび学力テストの問題等とからみながら指摘されたことは、中学校の予備校化の問題であり、高校全員入学の生徒父兄の悲願がほど遠いという問題であります。しかも本案は、これら予備校化を醸成しておる根本の原因あるいは全員入学の期待に對してはあまりに遠いだけでなくして、しかも現実かくあるがゆえという理由をもつてさらに一割のすし詰めを法律によつて認めようといつたしております。このことは私どもの第一に指摘しました委員会決議の趣旨と全く相反するものであり、第一に申し上げました中等教育の完成という角度からも、あるいは全員入学の希望、中学校の予備校化を防ぐためにもきわめて縁遠い案と指摘せざるを得ません。

第三に指摘したいのは、本案はいろいろの苦心の跡、努力の跡が見られ、この点に對しましては一応の敬意を表しますが、特に養護教諭あるいは実習助手、事務職員等、現場の中においてある意味では普通科の教育職員よりも恵まれずして労苦をしておる人々に對

する配慮がきわめて薄いということであり、さらに農業、工業、水産業等のいわゆる専門職にあるところの教職員の充実も、実業教育あるいは産業教育の振興という旗じるしが掲げられておりながら、このことにも前進した案を示していないことを指摘いたしたのであります。

以上をもつて本案に対する反対意見とし、続いて修正案に対する要点的説明をいたしたいと思います。

まず、公立高等学校の設置についてであります。原案によりますと、都道府県が設置するものと規定し、市町村については、政令で定める基準に該当するものに限られるようになっておりますが、教育の機会均等の原則から申しまして、設置能力のある市町村においては自由設置できる現在の状態が望ましいと考えられますので、これを現行のままとし、第三条を削除いたしました。したがって、第二章全体が削除されることとなり、また、第一条中の「学校の設置」及び法律の題名中の「設置」の字句も不要となりますから、それぞれ削除いたしました。

第二は、公立高等学校の学校規模を法律で定めることをやめたこととあります。政府提出の原案によりますと、公立の高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が本校三百人、分校百人を下らないものと規定してありますが、このことは、現に存する小規模学校の統廃合の線に直結するおそれがあり、やがては青少年の進学意欲を減退せしめて、教育の機会均等の精神に反するものであると思慮いたされます。衆議院より送付されました送付案によりますと、この生徒の収容定員に

ついては修正を加え、本校にあつては三百人、分校にあつては政令で定める数を下らないものと規定いたしておりますけれども、なおかつ、ただいま私が申し述べた不安と欠陥を払拭することとはできないものと思われまします。第五條の規定を全面的に削除いたしました。

このことと関連いたしまして、教諭等の数をすべての課程について八人を最低数と定めましたことが第三点であります。

第四は、養護教諭、実習助手及び事務職員の数についての算定方法を改めたこととございます。原案によりますれば、これらの教職員の数は、現行の高等学校設置基準の乙号基準を下回り、現状よりも減少する結果を生ずることが予想されるのであります。それゆえに、これらの教職員について、その算定方法をそれぞれ次のように改めました。

養護教諭等の数は、各全日制課程または定時制課程に一人とし、生徒数が千二百人をこえるときは二人とすることに改めました。

実習助手の数のうち、原案第十一条の一号の数は、各全日制課程または定時制課程に二人とし、生徒数が百五十人をこえるときは、そのこえる生徒数百五十人までごとに一人を加える数とするように改めました。

事務職員の数については、各全日制課程または定時制課程に二人とし、生徒数が百五十人をこえるときは、そのこえる生徒数三百人までごとに一人を加えた数とすることに定め、なお、農業、水産または工業に関する学科を置く各全日制課程または定時制課程と通

信制課程を置く学校については、それぞれ補正増員を行なうように措置し、これらにより算定した数の合計数とすることにいたしました。

第五は、附則第四項の、実習助手の数についての特例規定について、法案の第十一条第一号についての修正規定に合致させるように字句を改めるとともに、その猶予期間を短縮して昭和十九年三月三十一日までと改めたこととあります。

第六は、附則第五項から第七項までを、すべて削除したこととあります。これらの規定は、昭和十八年四月一日から四十四年三月三十一日までの間、すなわち、高等学校生徒数の激増期間においては、学級編制を、一学級当たりの収容生徒数を一割だけ増加できること、約一割までの生徒数については、教職員定数を増加させることなど、生徒を収容することができると等

の経過措置でありましたが、これらの規定によれば、相当長期にわたつての高等学校におけるすし詰め授業を余儀なくし、教師の教育活動の過重をしいる結果、著しく教育効果を減殺するに至るであろうことがきわめて明白に見できると断定せざるを得ません。このような理由により、これらの規定を全部削除することといたしました。

以上が修正の主要点であります。なおこのほかに、各章の移動を整理するために若干の機械的修正をいたしてあります。

この法案第一条の目的にもうたわれてありますとおり、高等学校の教育水準の維持向上に資するためには、このような修正を行ないますことにより、

初めて真に教育効果の高揚が期待できるものと確信いたします。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案に対する附帯決議(案)

何とぞ各党各派の御賛同をいただきますようお願いいたします。

一、本法の施行にあつては、各学校の課程別職種の現在の教職員数を確保し、絶対に現状を下回らないように措置すること。

〇野本吉吉君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま提案されました公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案の修正案に反対し、原案に賛成するものであります。すなわち、修正案の趣旨は、意見として尊重すべきものと考えられるのであります。現段階においてこれを実施することになりますと、いと、国及び地方財政に重大な影響を及ぼすことが予想されるなど、なお今後検討を要する点があるもので、遺憾ながらにわかに賛意を表することができないのであります。これに対して、原案は高等学校教育の水準の維持向上をはかるために必要な教職員数を確保し、あわせて急増期間中の教職員の確保についても、その不安を解消する措置を講じようとするものでありまして、高等学校教育の充実に大きく前進の歩を進めるものとして、今日の段階におきましては最も適切な措置であることは、本法案の成立促進につきまして関係各方面から強い要請が寄せられておる事実を徴し、明らかにあらためてあります。

一、高等学校教職員の現状が準義務制的性格を高めていることと、教育の機会均等の原則にかんがみまして、本法の施行により、現存の定時制分校の統廃合等を促すことのないように留意することと、市町村が高等学校を新設することについての制限は実情に即して措置すること。

一、養護教諭、養護助教諭、実習助手及び事務職員の数は現在過少につき、将来さらに増員充実の措置を講ずること。

一、高等学校生徒の急増期間における施設設備の整備は、終戦処理施策の一環として早急に抜本的施策を樹立し、その充実ははかり、すし詰め教育を極力避けること。

一、教育効果を高めるため、将来高等学校設置基準甲号を指向して努力し、特に農業・工業・水産等の専門課程の教職員の充実ははかること。

一、私立学校の適正配置に留意するとともに、国の助成を強化して教職員の充実ははかり、格差は正に努力すること。

以上の点から、私は修正案に反対し、原案に賛成の意を重ねて表明いたしまして討論を終わりたいと思ひます。

以上を附帯決議をもあわせて委員長各位の賛同あらんことをお願い申し上げます。

〇岩間正男君 私は日本共産党を代表してただいまの法案に反対するもの

第六部 文教委員会会議録第七号 昭和三十六年十月三十一日【参議院】

です。原案、修正案ともに反対です。

第一の原案に対する反対の理由は、先ほどの質問でも明らかにしたのでありますが、一学級の生徒数が過大に失する、これは日本の終戦後の教育の改革の精神に沿わない。何といつても量が質を決定する、そういう点で私は基本的にこの問題を解決することは、わが国の教育改革の根本課題だと考えておるものです。そのような点からしまして、先ほどの質問で尽くしましたのでここではその点を省きますけれども、その点が第一の問題です。

第二の問題は、教員定数の算定の仕方でありまして、これは先ほど失職委員が指摘されたように、第一に生徒数の増加に伴って教員数の増加が正比例していない。つまり生徒数が多くなると従って教師の数が相対的に少なくなっている。この一休根拠というものが明確でない。第二には、定時制の場合、これは生徒の数でありまして、これは普通高校の場合と比べてここに格差があります。したがって、教員算定をこのようにすることを基礎にしてなされてくるのだが、この区別は一体どこから来ているか。こういう問題についても、現在の教育行政のあり方がここにその姿を見せているように考えられます。

第三の問題は、これはすでに先ほど指摘された問題ですが、養護教諭、実習助手、事務職員算定基準に科学的な根拠がない、これは全く目の子算のようなやり方で、当面を糊塗するような形でこれらが設けられております。何人以内一人という明確な線を私は確保しなければ、真にこのような養護

教諭、実習助手、事務職員を置く根拠というものは明らかでないと思うのであります。

以上をもちまして原案に反対するものであります。社会党案はその中で、養護教諭、実習助手、事務職員、こういうものについての算定の上におきましていろいろな改善を加えております。さらに第二に、急増特例を全面的に削除する等、このような点での改善の点は認められるのでありますが、現状に即するとはいいながら、一学級の基本すら変えていない、五十人にしておる、この点は、やはり日本の根本的な教育体制の問題と考えて私どもは残念ながら、この点で社会党案に賛成することはできないのであります。したがって、原案並びに修正案に反対して私の討論を終わります。

○委員長(平林剛君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認めます。よって討論は終局いたしました。

これより公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案について採決に入ります。

まず、お手元に配付してある豊瀬君提出の修正案を問題に供します。豊瀬君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

次に、原案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(平林剛君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました野本品吉君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(平林剛君) 全会一致と認めます。よって、野本君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(平林剛君) 本決議に対する政府側の所見を聴取いたします。

○委員長(平林剛君) 本決議に対する全会一致をもって議決されました附帯決議に對しては、政府といたしまして努力をいたす所存であります。

○委員長(平林剛君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(平林剛君) 次に、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○委員長(平林剛君) 質疑のあり方は御発言を願います。

○矢嶋三義君 二点ほど伺います。一、高等学校通信教育の学校数および生徒数という資料をいたしてください。この資料を三十六年五月一日現在でいたしておりますが、この学校数というのは独立学校数ですか、何とおきま

○矢嶋三義君 この法案の審議に入るに、全日制課程と定時制課程に並べて、通信制の課程が独立し、さらにこの通信制の課程のみを置く高等学校を設けるというところは、この法律案の幾つかの点の中の一つだと、もちろん悪い点もありますが、それを指摘し、独立の通信制の高等学校は幾つあり、今後どの程度設けられる見通しかというのを資料として要求したわけ

○委員長(平林剛君) 本決議に対する全会一致をもって議決されました附帯決議に對しては、政府といたしまして努力をいたす所存であります。

ら都道府県に對しても、財政措置等も含めてこの充実が行なわれるように、適正にして強力なる助言指導がなされるべきだと思ひますが、その点について、資料については内務府委員、後者の質問に對する所見と決意について、質問を終わらせていただきます。

○政府委員(内藤三郎君) まだ法案が通っておりませんから、通信生のみを置く学校は現在認めておりませんが、一校もございせんが、この法案が通過いたしますれば、相当数の学校が、通信制の独立校ができるものと期待しております。

○政府委員(内藤三郎君) 通信制の高等学校の充実、まさしく働きながら学ぶ人のための施設として特に力を入れるなければならぬと理解いたします。そういう意味で、御指摘のとおり、各設置者に対しては積極的に懇話して参りたいと思つております。

○委員長(平林剛君) 他に御異議のおありの方はございせんか。——他に御発言もなければ、これにて質疑は尽くしたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(平林剛君) 御異議ないものと認めます。よって質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○委員長(平林剛君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
なお、自後の手続はこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(平林剛君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
それではこれにて散会いたします。
午後四時十七分散会

十月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、公立高等学校増設のための抜本的立法措置等に関する請願(第四六〇号)(第四六一号)(第九三三号)(第九八二号)(第九八三号)(第九八四号)(第一〇〇八号)

一、義務教育教材整備費国库補助増額等に関する請願(第四六五号)

一、高等学校増設のための立法措置等に關する請願(第四八一号)

一、教育書道振興に關する請願(第一四二二号)

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願(第四九六号)(第五五七号)(第五五八号)(第五五九号)(第六〇七八号)(第六一七号)(第六二四号)(第六三二二号)(第六六一一号)(第六八三三号)(第七二三号)(第七二四号)(第七二五号)(第七一六号)(第七五九号)(第七九〇号)(第九四八号)(第九四九号)(九五〇号)(九五一一号)(九五二二号)(九五三三三号)(九五五四号)

- 一、国内産学校給食用牛乳供給事業拡大に関する請願（第五四九号）（第七五五号）
- 一、大分県に国立高等専門学校設置の請願（第五六〇号）
- 一、公立文教施設整備に係る新年次計画樹立等に関する請願（第六〇八号）
- 一、公立高等学校増設のための抜本的立法措置等に関する請願（第六二五号）
- 一、文部行政における部落解放政策樹立に関する請願（第六九四号）（第六九五号）（第六九六号）
- 一、宮崎県都市地方に五年制高等専門学校設置の請願（第七二二号）
- 一、国民の国旗掲揚誘導に関する請願（第七五六号）
- 一、日本祭り制定に関する請願（第七五七号）
- 一、万世年号「日本」制定に関する請願（第七五八号）
- 一、国立大学に陸水研究学科新設等に関する請願（第七六四号）
- 一、勤務評定制度廃止等に関する請願（第七九一号）（第八〇一号）（第八六〇号）
- 一、文部行政における部落解放政策樹立に関する請願（第八六五号）
- 一、十月二十六日に行なわれる中学二年、三年生の全国一せい学力テスト中止に関する請願（第八六八号）
- 一、国立大学に陸水研究学科新設等に関する請願（第八九三号）
- 一、米軍板付飛行場周辺の犬野町立小中学校の完全防音対策に関する請願（第九四七号）

一、学校給食用小麦粉の国庫補助継続に関する請願（第九八五号）

一、小中等教育の近代化、正常化のための立法措置に関する請願（第一〇二二号）

一、国立機関に水に関する教育、基礎研究機関設置等に関する請願（第一〇二三号）

第四六〇号 昭和三十六年十月十三日受理

公立高等学校増設のための抜本的立法措置等に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢町二ノ六 清水文恵

紹介議員 赤松 常子君

昭和三十八年度から四十年にかけての中学卒業生の急増は、現状の受入れ体制のままで、今でもきびしい進学競争率をいつそはけし、ただでさえ心配されている業務教育の予備校化、教育方法や教育内容のゆがみをひどくすることが予想されるから、（一）昭和三十七年度以降の中学卒業生の激増にそなえ、希望者が全員高校に入学できるように公立学校を増設するため、行政、財政面にわたる特別立法措置を講ずること、（二）学校用地買収費や、校舎建築基準価額などを実情にあうよう是正し、現状に見合った建築計画の確立と、その実現促進をはかること、（三）小、中学校、高等学校におけるすしづめ学級をなくして、一学級最高四十名とし、教員配当基準を大幅に引き上げること、（四）国有地、国有建物を高校増設のために優先的に払い下げること、（五）政令百六号を廃止し、義務教育費半額国庫負担を確立するとともに、富裕県に対する交付金の削減

をしないこと等を実現せられたいとの請願。

第四六一号 昭和三十六年十月十三日受理

公立高等学校増設のための抜本的立法措置等に関する請願

請願者 東京都世田谷区上北沢町一ノ四二九 森本文雄

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九三三三号 昭和三十六年十月二十一日受理

公立高等学校増設のための抜本的措置等に関する請願

請願者 東京都中野区千代田町五 吉村ハル外二十八名

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九八二二号 昭和三十六年十月二十三日受理

公立高等学校増設のための抜本的立法措置等に関する請願（五通）

請願者 東京都豊島区池袋三ノ一、三三二 根本とよ子外四名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九八三三三号 昭和三十六年十月二十三日受理

公立高等学校増設のための抜本的立法措置等に関する請願（十一通）

請願者 東京都文京区根津須賀町七 山中雪外十名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第九八四四号 昭和三十六年十月二十三日受理

公立高等学校増設のための抜本的立法措置等に関する請願（百六十通）

請願者 東京都北多摩郡久留米町小山五九ノ一五 望月武人外百五十九名

紹介議員 平林 剛君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第一〇〇八号 昭和三十六年十月二十三日受理

公立高等学校増設のための抜本的立法措置等に関する請願（五通）

請願者 東京都練馬区上石神井一ノ七〇七 大島勝美外四名

紹介議員 内村 清次君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じである。

第四六五五号 昭和三十六年十月十三日受理

義務教育教材整備費国庫補助増額等に関する請願

請願者 東京都千代田区富士見町二ノ一 全日本教員出版販売組合内 登山俊彦

紹介議員 迫水 久常君

今日、著しい進展を遂げているわが国の産業界と急速な国民の消費生活面の近代化は、まことに目ざましいものが

あり、教育の面においても科学教育の振興、技術教育の充実が緊要のこととして文部省においてはつとにこれらの点に留意した諸施策を講じているが、産業界をはじめ、ひろく社会の要請、期待にそなうような人材を育成する教育現場における今日までの実態は、必ずしも十分な条件を具備しているものとはいえない。時代の歩みに即応した新しい教育を推進し、向上させるためには、それに必要な教材教具の充実確保が絶対必要であると確信するから、義務教育の教材整備に対する国の補助金（教材費）の大幅の増額と、この補助金の執行方法等について改善するよう格別の審議をせられ、すみやかに適正な施策を実施せられたい。また、良き教材の育成、指導のため、文部省に教材課を設置せられたいとの請願。

第四八一号 昭和三十六年十月十三日受理

高等学校増設のための立法措置等に関する請願

請願者 京都市上京区室町通下立売下ル室町教育会館 内京都高校進学希望者を全員入学させるための高校増設を実現する会内 糸井一

紹介議員 藤田藤太郎君

いわゆる「終戦子」の問題は、今や社会問題となつてゐるが、京都市においても昭和三十八年度の中学卒業生は、三十六年度の一万五千二百五十六人に対して二万九千人という激増ぶりであり、二倍となつてゐる。このため、入試競争はいつそう激化し、中学教育は進学中心の競争主義教育となり、平和と民主

主義教育が破壊されているから、(一)昭和三十一年度を過ぎ、高校を抜本的に増設すること、(二)義務教育無償の原則を完全に実施すること、(三)すしめ教育を解消し、一学級の定員を四十名以下とすること等の抜本的立法措置を含むやかな万全の処理を講ぜられたことの請願。

第四八二号 昭和三十六年十月十三日受理

教育書道振興に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋茅場町二ノ四全国中小企業会館内日本書道振興会内 豊田雅孝

紹介議員 館 哲二君

教育書道振興のため、(一)小学校習字教科教員制度を実施すること、(二)中学校習字教科教員免許状を下付すること、(三)高等学校芸術科の教員を配置すること、(四)習字、書道指導主事を設置すること、(五)高等学校芸術科教員の検定試験制度を復活すること等について特段に配慮せられたことの請願。

第四九六号 昭和三十六年十月十四日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 札幌市南十四条西十二丁目北海道高等学校 PTA連合会内 臺庄

紹介議員 西田 信一君

昭和三十一年度からはじまる高等学校生徒の急増に備え、一方高等学校における新教育課程の実施を前にして、この際、一定数の教職員を確保すること

は、最も緊急なことを考えられるから、各都道府県の実情並びに教育現場の意向を十分しんじやくされて、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案をすみやかに成立せられたい。なお、私立高等学校に対しても、今後適切な措置を講ぜられたい。また、高等学校急増対策建物の新・増築並びに改築については、単に工業高等学校だけでなく、他の課程の高等学校に対しても、国の補助率を現行の三分の一から二分の一に引き上げるとともに、基準単価を大幅に増額する等の措置を講ぜられたい。なお、私立高等学校の場合において、時宜に適した施策を考慮せられたいとの請願。

第五五七号 昭和三十六年十月十六日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 宮城県仙台市茶畑四宮城県仙台第一高等学校内宮城県高等学校父母教師会連合会内 岡広

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第五五八号 昭和三十六年十月十六日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 北海道旭川市一条通二丁目旭川工業高等

十四丁旭川工業高等

学校PTA内 坂東良

紹介議員 堀 末治君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第五五九号 昭和三十六年十月十六日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 札幌市南二十三条西十丁目啓北商業高等学校 PTA内 佐藤利雄

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第六〇七号 昭和三十六年十月十七日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市花房町一、九〇二栃木県高等学校PTA連合会内 大越新一

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第六一七号 昭和三十六年十月十七日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、五四六山梨高等学校 PTA内 佐藤治尚

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 滋賀県大津市上堅田町滋賀県公立高校PTA連合会内 吉住岩蔵

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第六三二号 昭和三十六年十月十八日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 栃木県大田原市大田原二、九五一 池田勝三

紹介議員 相馬 助治君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第六六一号 昭和三十六年十月十八日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 茨城県水戸市北三ノ丸一水戸第三高等学校 PTA内 加藤清

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第六八三三号 昭和三十六年十月十九日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 大分県中津市三保区伊藤田 平田勝外一名

紹介議員 村上 春蔵君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第七一三三号 昭和三十六年十月十九日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 宮崎市天満町宮崎県高校PTA連合会内 日

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第七一四号 昭和三十六年十月十九日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 栃木県小山市上ノ町一、六九〇 松島清作

紹介議員 湯澤三千男君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第七一五号 昭和三十六年十月十九日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 宮崎市天満町宮崎県高校PTA連合会内 日

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

請願者 愛媛県南宇和郡一本松村大字中川愛媛県高等学校PTA連合会内

浅田仙吉

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第七一六号 昭和三十六年十月十九日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 熊本市大江町渡鹿七六八熊本県立第一高等学校校好文会内 内田守

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第七五九号 昭和三十六年十月二十日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 佐賀市赤松町三〇佐賀県立佐賀高等学校後援会内 井原潤次郎

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第七九〇号 昭和三十六年十月二十日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 和歌山県田辺市秋津町和歌山県田辺高等学校PTA内 岩間武雄

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第九四八号 昭和三十六年十月二十三日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 秋田市亀ノ丁新町一ノ二八秋田県高等学校PTA連合協議会内

紹介議員 大野忠右衛門

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第九四九号 昭和三十六年十月二十三日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市公郷町三ノ三四 川辺幾雄

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第九五〇号 昭和三十六年十月二十三日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 茨城県石岡市大字石岡八、三五〇石岡第二高等学校PTA内 笹目干城

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第九五一号 昭和三十六年十月二十三日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 熊本市西外坪井一五八防衛庁熊本地方連絡部内 中島清

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第九五二号 昭和三十六年十月二十三日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 福島県田村郡小野町小野新町福島県高校PTA連合会内 宗像徳弥

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第九五三号 昭和三十六年十月二十三日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市栄町五八茨城県立太田第一高等学校PTA内 宮田重文

紹介議員 武蔵 常介君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第九五四号 昭和三十六年十月二十三日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案成立促進等に関する請願

請願者 香川県高松市五番丁香川県高校PTA連合会内 国見巖外一名

紹介議員 津島 壽一君 平井太郎君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第五四九号 昭和三十六年十月十六日受理

国内産学校給食用牛乳供給事業拡大に関する請願

請願者 新潟県議会議員 佐伯利作

紹介議員 小柳 牧衛君

国内産牛乳、乳製品による学校給食事業は、昭和三十三年の酪農不況期に実施されて以来、国内産牛乳、乳製品の需要増進を図るとともに、児童・生徒の心身の健全な発達と食生活の改善に寄与してきた。しかるに、本事業は、本年度すでに予算化されているにもかかわらず、これを中止しようとしていることであるが、将来ますます本事業の拡大推進を強く要望されていると、まことに遺憾であるから、牛乳、乳製品の需要関係にかかわらず、国内産の牛乳供給事業を恒久事業として実施せられたいとの請願。

第七五五号 昭和三十六年十月二十日受理

国内産学校給食用牛乳供給事業拡大に関する請願

請願者 長野県議会議員 中村環

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第五六〇号 昭和三十六年十月十六日受理

大分県に国立高等専門学校設置の請願

請願者 大分県議会議員 小林政治外二名

紹介議員 矢嶋 三義君

大分、鶴崎両市を含む別府湾一帯は、京阪神及び瀬戸内海臨海工業地帯の有機的結びつきが容易であり、豊富な工業用水、良好な港湾その他新規大規模な工業地帯の造成に最適な立地条件を具備しているため、県においても、大規模な臨海工業地帯造成の計画を進めており、既に九州石油、富士製鉄等の工場建設が確定している。このような情勢下において工業技術者養成機関の整備拡充は一日もゆるがせにできない問題であり、特に高度技術者の現地養成は焦びの急を要することであるから、大分県に国立高等専門学校を早急に設置せられたいとの請願。

第六〇八号 昭和三十六年十月十七日受理

公立文教施設整備に係る新年次計画樹立等に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡都賀村長 葉山謙太外二名

紹介議員 植竹 春彦君

公立文教施設整備に係る新年次計画の策定に当つては、(一)義務制諸学校の施設の整備、(二)高等学校の生徒急増対策、(三)特殊教育及びへき地教育施設等の整備充実、(四)構造物及び建築単価の改定、(五)学校用地の取得経費を補助及び起債の対象とすること、

等の実現を図られるとともに、右のよ
うな新年次計画の樹立に必要な関係法
令を整備して計画の施行を円滑にせら
れたいとの請願。

第六二五号 昭和三十六年十月十八
日受理

公立高等学校増設のための抜本的立法
措置等に関する請願(二十三通)

請願者 東京都世田谷区玉川奥
沢町三ノ八三 土谷た
え外二十二名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第四六〇号と同じ
である。

第六九四号 昭和三十六年十月十九
日受理

文部行政における部落解放政策樹立に
関する請願

請願者 東京都千代田区神田神
保町三ノ一七部落解放
同盟中央本部内 松田
喜一外十名

紹介議員 松澤 兼人君

文部行政における部落解放政策とし
て、(一)義務教育費の完全国庫負担と
教員定数の増加を図ること、(二)不就
学児童生徒、長期欠席児童生徒対策を
樹立し、これが実施を図ること、(三)
未解放部落生徒の職業指導と、その完
全就職、中学校における進路課程、就
職課程の差別撤廃を行なうこと、(四)
同和教育の推進の実施にあつては、
各都道府県市町村に教育委員会、部落
解放同盟、教職員組合、同和教育研究
会等をメンバーとした民主的な機関を
作ることを、(五)育英制度(奨学金)を
完備し、とくに特別奨学金制度を拡
大すること、(六)国立大学(学芸大学

等)における同和教育についての必修
単位の設置を図ること、(七)部落問題
研究機関(部落問題研究所)に対する補
助金、助成費を大幅に増額すること、
(八)勤労青少年教育費として青年学級
に対する国庫補助を増額すること、
(九)公民館の専任職員設置と公民館の
施設、設備費の国庫補助の増額を図る
こと、(十)婦人学級に対する国庫補助
を増額すること等の措置が絶対必要で
あるから、これがすみやかに実施され
るよう特段の配慮をせられたいとの請
願。

第六九五号 昭和三十六年十月十九
日受理

文部行政における部落解放政策樹立に
関する請願

請願者 東京都千代田区神田神
保町三ノ一七部落解放
同盟中央本部内 三木
一平外三千三百四十九
名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六九四号と同じ
である。

第六九六号 昭和三十六年十月十九
日受理

文部行政における部落解放政策樹立に
関する請願(六通)

請願者 東京都千代田区神田神
保町三ノ一七部落解放
同盟中央本部内 上田
音市外五千八百八十二
名

紹介議員 松本治一郎君

この請願の趣旨は、第六九四号と同じ
である。

第七一二号 昭和三十六年十月十九
日受理

宮崎県都市地方に五年制高等専門学
校設置の請願

請願者 宮崎県都市市長 蒲生
昌作外三名

紹介議員 平島 敏夫君

宮崎県都市を中心とする当地方の工
業は、国の所得倍増計画とあいまつて
著しく進展し、中小企業の工場数にお
いては県下第一位、生産額においても
第二位を占めるに至り、将来の飛躍的な
発展が期待されている。しかしなが
ら、最近の経済の高度成長に伴い先進
工業都市並びに大企業への技術者の集
中化による技術者の不足が深刻化して
いる。しかも、当地方には中級以上の
技術者の養成機関がなく、県中央部に
国立宮崎大学があるだけであるため、
多数の者が県外に進学し、これらの卒
業者のほとんどが、中央の大企業に吸
取され、地元産業での確保が極めて困
難な実情にあるから、本市に五年制高
等専門学校を設置せられたいとの請
願。

第七五六号 昭和三十六年十月二十
日受理

国民の国旗掲揚奨導に関する請願

請願者 神奈川県小田原市十字
三ノ七二三 柳生作郎

紹介議員 村上 義一君

国旗の日の丸は日本の標識であり、姿
であり、理想であるから、政府は国旗
掲揚運動を奨導して国民の国旗掲揚運
動を盛り上げられるよう善処せられた
いとの請願。

第七五八号 昭和三十六年十月二十
日受理

日本祭り制定に関する請願

請願者 神奈川県小田原市十字
三ノ七二三 柳生作郎

紹介議員 村上 義一君

日本の初めから現代未来にわたり永続
する年号として万世年号「日本」を制定
することが、現在の日本に最も必要で
ある。しかし年号「日本」は、日本紀元
でないから、歴史学、考古学上からも
大抵無難とする日本民族の建国、又は、
建国に至る民族発展のあつた頃を、推
古天皇九年から前何百年か百年単位で
推定して定めるのである。そして、そ
の日本元年の前年を年号「大八洲」の元
年とし、この年号は、逆算して永遠の
昔に遡るようになすことが、時代に
適合した年号だと思われるから、この
ようにして日本の万世年号「日本」を制
定せられたいとの請願。

第七六四号 昭和三十六年十月二十
日受理

国立大学に陸水研究学科新設等に関す
る請願

請願者 東京都中央区銀座東三
ノ四紙パルプ連合会
内 松永幹
紹介議員 柴田 栄君

わが国は、台風を伴う季節風地帯にあ
つて、年間雨量の季節的変動が激し
く、かつ地形的条件のために河川の保
水量が少ないので、多雨期には貴重な
水がいたずらに海に捨てられるのみで
なく、多くの災害をひき起こし、小雨
期にはただちに干害に見舞われ、わ
が国独自の調査研究の確立を必要とし
ているが、水に関する研究の現状は、
まことに憂うべき状態にある。例えば、
大学におけるこの方面の研究は、工
学、化学、生物学の一部のみであり、
総合的に研究する学科がまったくな
く、また、建設省、通産省、農林省関
係など、それぞれの立場から行なう研
究機関においても総合的にこれを行な
うための中心機関がなく、わずかに文部
省と科学技術庁が資源科学研究所の育
成にあたっているにすぎない現状であ
るから、一日も早く国立大学に陸水を
研究する学科を新設し、総合的基礎理
論の研究の促進と技術者、研究者の養
成を図るとともに、水資源開発公団予
算の中に研究調査費を組み入れられた
いとの請願。

第七九一号 昭和三十六年十月二十
日受理

勤務評定制度廃止等に関する請願

請願者 東京都三鷹市牟礼三
二〇 橋本章男外二百
七十名

紹介議員 高田なほ子君

戦後の日本教育は、憲法、教育基本法
を忠実に守り、子どもたちのしあわせ
を願う民主教育として行なわれてきた
が、昭和三十三年に出された教育課程
の基準性、拘束性によつてとりつづされ
ようとしており、また今年度文部省が

おしつけ実施しようとしている学力調査によつて根本的にくつがえされようとしている。このことは、国家権力が行政施策の名にかくれて、教育の正しいあり方をまげようとするものである。従つて、教育行政の目的は、教育諸条件の整備確立にあるはずである。従つて、勤評制度や教育課程の改悪、あまつさえ法的拘束力をもたせて教育内容をおしつけようとしたり、教育書を一方的に検閲に等しい検定をすることが教育行政のあり方ではないと考えられるから、すみやかに勤評制度の廃止、一斉学力調査の計画を中止されることが、平和を守り真実をつらぬく民主教育の確立のための教育予算の増額等、正しい教育行政が樹立されるよう、国会審議において努力せられたいとの請願。

第八六五号 昭和三十六年十月二十一日受理
文部行政における部落解放政策樹立に関する請願
請願者 奈良県橿原市南大久保 松本一彦外二千九十五名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

第八六八号 昭和三十六年十月二十一日受理
十月二十六日に行なわれる中学二年、三年生の全国一せい学力テスト中止に関する請願
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷四ノ二六 守谷武子外七十二名
紹介議員 岩間 正男君
きたる十月二十六日、中学二、三年生全員を対象として行なわれる全国一せい学力テストには、(一)今度のテストの対象となる子どもたちはベビーブームといわれる年代であり、ただでさえ、入学試験、就職試験におびやかされ続けてきた上、数学、英語、国語、理科、社会の五科目にかぎつたこのテストは、いよいよ激しい詰めこみ勉強を、この子どもたちにしいることになること、(二)文部省は、この調査結果を教育条件の整備に役だてるといふが、教育条件がどうなっているかは、各教育委員会がすでによく知つており、必要なのはテストではなくて、条件整備のための予算措置であること、(三)全国一せいテストは、必然的に教育内容の国家統制をもたらす、教育の逆コースをつよめること、(四)テストの結果を生徒の指導要録に記入すること

は、たつた一度のテストで子どもにレッセルをはかることになり、それが就職、進学にまでつきまとうこと、(五)これは政府が産業界の要望にこたえて、ひとにぎりの子どもを大学卒の指導者に仕立て、たぐさんの子どもを従順な労働者に仕立てるための手段として考へられないこと、(六)私たち母親は、一人一人の子どもがほんとうに大切にされるような教育をのぞみ、差別をうみだす学力テストに反対であること等の理由からこのテストを中止せられたいとの請願。

第八九三号 昭和三十六年十月二十一日受理
国立大学に陸水研究学科新設等に関する請願
請願者 東京都中央区西八丁堀二ノ一六 東京建設会館内社団法人電力建設協力会会長 熊谷太三郎
紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第七六四号と同じである。

第九四七号 昭和三十六年十月二十三日受理
米軍板付飛行場周辺の大野町立小中学校の完全防音対策に関する請願
請願者 福岡県筑紫郡大野町大塚次郎外六名
紹介議員 北島 教真君
米軍板付飛行場周辺の大野町立大野北小学校及び大野町立大野小学校の全部の校舎と大野町立大野中学校の一部校舎は飛行機進路の直下にあり、連日特異の爆音に、児童及び生徒が、学習的にも生理的にも極度に悩まされているから、これを救済するため、早急に完全

防音装置の鉄筋コンクリート建に、校舎を改築せられたいとの請願。
第九八五号 昭和三十六年十月二十三日受理
学校給食用小麦粉の国庫補助継続に関する請願
請願者 名古屋市中区南外堀町六ノ一 愛知県小中学校PTA連絡協議会内 栗田藤雄外一名
紹介議員 杉浦 武雄君
聞くところによると、来年度から学校給食用小麦粉補助金が打ち切られるとのことであるが、学校給食用小麦粉補助金は、現在一食当り一円が、食糧管理特別会計に繰り入れられ、学校給食の普及推進、パン価格の低廉と安定に大きな役割を果しており、これに代る良策が講ぜられない限り、今後の学校給食の推進、運営に大きな支障をきたすことが憂慮されるから、学校給食の普及発展と児童生徒の心身の健全な発達を期するために、小麦粉の国庫補助を継続せられたいとの請願。

第一〇二二号 昭和三十六年十月二十三日受理
小中等教育の近代化、正常化のための立法措置に関する請願
請願者 北海道河東郡音更町千野一 北海道河東郡音更町教育正常化促進期成会内 蓮正巳
紹介議員 西田 信一君
教師は国民の意志に基づく国家的教育方針に忠実でなければならない。しかるに、戦後十五年、社会不安の激化と青少年犯罪の激増、ゆがめられた偏向教育は、ここ数年來警職法反対、安保

改定反対、勤評反対、教育課程、政防法反対及び今回の小、中、学力調査反対の闘争に見られるように、中立であるべきはずの教育の場が常に特定政党の優先機動的な機軸を呈していることはまことに寒心にたえないところである。事態をこのまま放置すれば国家百年の大計はおろか、伝統ある歴史も原水爆の灰とともにまじつ消されるおそれがある。ここにおいて、教育の機会均等、教育の効果をも民主主義のルールによつておし進めている政府の政策を信頼しこれを支持するものであるから、すみやかに法的に正常化を図るため、次期国会にこれが立法措置を講ぜられたいとの請願。

第九四七号 昭和三十六年十月二十三日受理
米軍板付飛行場周辺の大野町立小中学校の完全防音対策に関する請願
請願者 福岡県筑紫郡大野町大塚次郎外六名
紹介議員 北島 教真君
米軍板付飛行場周辺の大野町立大野北小学校及び大野町立大野小学校の全部の校舎と大野町立大野中学校の一部校舎は飛行機進路の直下にあり、連日特異の爆音に、児童及び生徒が、学習的にも生理的にも極度に悩まされているから、これを救済するため、早急に完全

この請願の趣旨は、第七九一号と同じである。
第八六〇号 昭和三十六年十月二十一日受理
勤務評定制廃止等に関する請願
請願者 秋田市外旭川字山崎三八三 小沢忠外七百四十六名
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第七九一号と同じである。

この請願の趣旨は、第七九一号と同じである。
第八六〇号 昭和三十六年十月二十一日受理
勤務評定制廃止等に関する請願
請願者 大阪府吹田市北泉町一、二二一 森正次外三百七十名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七九一号と同じである。

この請願の趣旨は、第七九一号と同じである。
第八六〇号 昭和三十六年十月二十一日受理
勤務評定制廃止等に関する請願
請願者 大阪府吹田市北泉町一、二二一 森正次外三百七十名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七九一号と同じである。